

改訂のポイント

平成28年12月14日

国立感染症研究所

2016年7月14日に（第3版）の発刊後、ジカウイルス感染症に関する知見が集積されている。2016年9月6日のWHOの性行為による感染予防に関する暫定ガイドランスと現時点でのエビデンスを考慮し、本診療ガイドラインを作成した。

主な改訂ポイントは以下のとおりである。

- 流行地から帰国した男女は、感染の有無に関わらず、最低6か月間は性行為の際に適切にコンドームを使用するか性行為を控えること
- 流行地から帰国した妊娠を計画しているカップル或いは、女性は、最低6か月間は妊娠の計画を延期すること
- p26の「ジカウイルス感染症の検査の対象となる妊婦」について
- p30の新生児の評価について

さらに、WHOは2016年11月18日の第5回緊急委員会において、ジカウイルス感染症とその合併症はもはや「国際的に懸念される公衆の保健上の緊急事態（PHEIC）」には該当しないとした。このような状況を鑑み、本診療ガイドライン（第4版）は、改訂された。